

**国民年金保険料の納付が困難な学生は学生納付特例制度をご利用ください**

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、国民年金保険料の納付が義務づけられますが、国民年金保険料の納付が困難な学生については、申請によって在学中の納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金保険料が未納になっていると、万一、病気やケガで重い障がいが残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は障害基礎年金の受給資格要件に含まれません。学生であって所得が少なく、保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請してください。

なお、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の加入期間に含まれますが、年金額の計算には含まれません。将来の年金額を減らさないために、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付（追納）することができるとなっています。（承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります。）

対象となる学生は、大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校などのほか、各種学校（一年以上の就学課程に限りません。）に在学する20歳以上の学

生です。また、夜間・定時制・通信課程も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

前年の所得を確認する必要があるため、申請は毎年度必要です。

**提出先は**

大垣年金事務所  
☎0584・78・5166  
池田町役場保険年金課③番窓口  
☎45・3111内線（113）

平成26年4月から、申請時点の2年1ヶ月前の月分まで申請できるようにになりました。過去2年1ヶ月以内に未納がある方は、当時の学生証または、在学証明書があれば、学生納付特例の申請が可能です。

**耐震診断、耐震補強工事**

池田町では、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、国や県と共同で次のような事業を行っています。

**◇木造住宅無料耐震診断**

昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅を対象として、「岐阜県木造住宅耐震相談士」を無料（自己負担はありません）で派遣し、耐震診断計算結果と補強のためのアドバイス（概算補強工事費など）を行います。

**◇木造住宅耐震補強工事費補助**

耐震補強工事費の一部を補助します。（補助限度額を超える部分は、自己負担となりますので、詳しくはお問い合わせください）

**◇建築物耐震診断補助**

木造住宅以外の建築物の耐震診断費用に補助を行います。

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅以外の全ての建築物を対象とします。

補助金の額は、事業に要する費用の3分の2以内とします。（事業に要する費用は、別に定める費用かつ一棟当たり150万円を限度とします）ので、詳しくはお問い合わせください）  
どの事業も、12月末までの申し込みが対象となります。

**◇お申し込み・お問い合わせ先**

建設課都市計画係  
☎45・3111（内線267）

**ワイルドウォーキングチャレンジ2016に参加しよう！  
日本各地を楽しく歩いて  
ここからもからだも健康に！**

『ウォーキング』は手軽で身近な運動です。記録表に歩数を記入し、体調や天候に合わせて無理せずご自分のペースで歩いてみませんか。記録表は日本各地のコースがありますので、仮想旅行しながら楽しく参加していただけます。今より1,000歩多く歩くことから始め、ご自身の健康づくりに役立ててください。

**【対象者】**

池田町在住または在勤で18歳以上の方  
**【期間】** 平成29年3月まで

**【お申し込み方法】**

保健センターに参加申込書を提出し、希望コースの記録表を受け取ってください。

**【参加料】** 1回100円

**【参加方法】**

・記録表に歩数と累計歩数を記入し、1万歩ごとに○を一つずつ塗りつぶします。

・歩数計のない場合は10分歩いたら1,000歩、他の運動は歩数換算表で計算します。

・池田温泉で入浴した場合は、記録表をフロントに提出して押印を受け、1回につき1,500歩として加算できます。

**◎達成されると池田温泉券をもらえなく進みます！**  
記録表でゴールし、池田温泉に入浴して押印を受けたら達成です。記録表と達成報告書を保健センターに提出してください。

現在治療中の方は、参加前に必ずかかりつけ医にご相談ください。

**お問い合わせ先**  
保健センター ☎45・3191

切取り

**池田温泉 共通無料入浴券**

有効期限  
**平成29年4月30日まで**

※コピー不可 広報いけだ ※1枚につき1名様有効 平成28年4月1日発行

切取り

**池田温泉 共通無料入浴券**

有効期限  
**平成29年4月30日まで**

※コピー不可 広報いけだ ※1枚につき1名様有効 平成28年4月1日発行